厚生労働省
千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
令和8年 11 月2日

【照会先】
千葉労働局雇用環境・均等室
監理官　　森田　博幸
室長補佐　深谷　吉宏
（代表電話）043（306）1860

報道関係者　各位

令和８年度第１回千葉地方労働審議会を開催します

千葉労働局（局長　小山　英夫）では、厚生労働省組織令第 156 条の２により設置している千葉地方労働審議会（公益代表６名、労働者代表６名、使用者代表６名で構成）を年２回開催しています。

今般、令和８年度第１回千葉地方労働審議会を下記により開催いたしますので、お知らせします。

１　日　時　令和８年１１月１７日（火）
　　１３：３０～１５：３０

２　場　所　京成ホテルミラマーレ　８階　オーキッド
　　千葉市中央区本千葉町１５番１号

３　議　題　（１）令和８年度労働行政の運営状況等について
　　（２）その他

４　その他　千葉地方労働審議会委員は、別添名簿のとおりです。
　　審議会は、すべて公開して開催します。
　　当日、取材を希望される場合は、会議の準備の都合上、令和８年１１月１０日（火）までに、上記照会先あてご連絡をお願いいたします。
　　カメラ撮影については、頭撮りのみ可とさせていただきます。

（参考資料）「地方労働審議会令」
　　「千葉地方労働審議会委員名簿」

○地方労働審議会令

（平成 13 年９月 27 日）

（政令第 320 号）

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第８条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第１条　地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第２条　審議会は、委員 18 人で組織する。

２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第３条　委員は、労働者（家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第２条第２項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第３項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

２　臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

３　専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（平 29 政 185・一部改正）

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

４　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

５　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

６　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第６条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員

の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4　部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6　部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7　審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（平 29 政 185・一部改正）

(最低工賃専門部会)

第７条　家内労働法第 21 条第１項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2　前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3　最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4　前条第４項から第７項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（平 29 政 185・一部改正）

(議事)

第８条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の３分の２以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各３分の１以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前２項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第９条　審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第 10 条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この政令は、平成 13 年 10 月１日から施行する。

附　則　（平成 29 年７月７日政令第 185 号）　抄

（施行期日）

第１条　この政令は、平成 29 年７月 11 日から施行する。

千葉地方労働審議会委員名簿

任期　令和７年10月１日～令和９年９月30日

【公益代表委員】

氏　　名	職　　業	備　考
青柳　涼子	淑徳大学 コミュニティ政策学部 教授	
臼坂　光二	日本放送協会 千葉放送局長	
川畑　愛	千葉第一法律事務所 弁護士	会長代理
高村　静	中央大学大学院 戦略経営研究科 教授	
藤波　美帆	千葉経済大学 経済学部 教授	
皆川　宏之	千葉大学大学院 社会科学研究院 教授	会長

【労働者代表委員】

氏　　名	職　　業	備　考
齋藤　兼一	ＪＡＭ東京千葉　副委員長	
中島　正敏	日本労働組合総連合会 千葉県連合会 事務局長	
藤枝 美弥子	千葉県教職員組合 中央執行委員	
林　悦子	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟 協働参画委員会 委員	
松本　祐	全日本自動車産業労働組合総連合会 千葉地方協議会 議長	
宮内　利明	日本食品関連産業労働組合総連合会 千葉地区協議会 議長	

【使用者代表委員】

氏　　名	職　　業	備　考
大森　潤一	富士通Ｊａｐａｎ株式会社 東日本公共ビジネス統括部 シニアディレクター	
加藤　健吾	ＪＦＥスチール(株)東日本製鉄所 労働人事部長	
清田　修	東京ガス株式会社 千葉支社長	
坂本　純子	(株)パクチー　代表取締役社長	
本村　直也	(一社)千葉県経営者協会 専務理事	
田島　雅子	社会保険労務士法人タジマ事務所 代表社員	

（氏名は５０音順）